

証券コード1301
平成26年6月5日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号

株式会社 極 洋

代表取締役社長 多 田 久 樹

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいますして、平成26年6月23日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

60ページから61ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご確認の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越し下さい。)
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第91期 〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕 事業報告の内容、連結計算書類の内容

並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第91期 〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕 計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 役員賞与支給の件
第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）
継続の件

招集にあたっての決定事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyokuyo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyokuyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、デフレ脱却に向けた金融緩和や経済対策効果、円安の進行により輸出関連企業を中心に企業収益や設備投資に持ち直しの傾向が見られ、堅調な個人消費と相俟って、緩やかな回復基調にあったと言えます。

水産・食品業界におきましては、多少値段が高くとも高品質な商品の売上が伸びるなど、従来の低価格志向とは異なる動きも出てきましたが、円安の影響による原材料コストの上昇もあり、厳しい状況を脱し切れておりません。

このような状況のもと当社グループでは、中期経営計画『パワーアップキョクヨー2015』の2年目として、「キョクヨーグループの優位性を強化、拡充し、安心・安全で競争力のある商品の提供により、グループ企業価値の最大化を実現する」ことを基本目標に据えて取り組んでまいりました。

次にセグメント別の事業概況をご報告します。

(水産商事セグメント)

水産商事セグメントでは、年間を通じて堅調に推移した水産物市況を背景に、赤魚、ほっけ、さばなどの切身品、定塩さけ製品、伸ばしえびや生食用さけ・えび製品など、より加工度を増した利益率の高い製品の拡販に努めました。その結果、売上、利益ともに前期を大きく上回りました。

この部門の売上高は1,004億円（前期比23.6%増）となりました。

#### (冷凍食品セグメント)

冷凍食品セグメントでは、寿司種を中心とした生食用商品の販売が順調に進みました。また『だんどり上手』シリーズとして他社との差別化を図った骨なし切り身商品は、アイテムを拡充し医療食や事業所給食向けに、また、かに風味かまぼこは量販店の水産・惣菜コーナーや外食産業向けに拡販を図りました。更に新たなブランド『シーマルシェ』を発表するとともに、家庭用冷凍食品へも参入し、市販分野への販路拡大を進めました。加えて、宮城県塩釜市に当社グループ基幹工場の建設計画も進めております。その結果、この部門の売上は前期を上回りましたが、円安や原料高、海外工場における労務費をはじめとする生産コストの上昇などにより、利益は下回りました。

この部門の売上高は560億円（前期比10.9%増）となりました。

#### (常温食品セグメント)

常温食品セグメントでは、さんまやさばなどの水産缶詰の他に、輸入缶詰や畜肉缶詰、海産珍味類などを量販店や大手コンビニルートへ拡販するとともに新規商材の開発に努めました。その結果、売上は前期を上回ったものの、円安や原材料価格上昇による製品のコストアップに対して、販売価格への転嫁が進まず、利益は下回りました。

この部門の売上高は172億円（前期比11.3%増）となりました。

#### (物流サービスセグメント)

物流サービスセグメントにおける冷蔵倉庫事業では、積極的に設備投資を行い、事業の効率化と営業力強化に努めました。冷蔵運搬船事業は、大幅にスリム化された船隊編成のもと年間契約を中心に配船するなど効率のよい運航に努めました。また本年3月に当社グループの経営効率の更なる向上を図るべく、連結子会社であった極洋海運株式会社を吸収合併しました。この結果、この部門の売上は前期を下回ったものの、利益は上回りました。

この部門の売上高は30億円（前期比11.8%減）となりました。

### (鯉・鮪セグメント)

鯉・鮪セグメントにおける加工及び販売事業は、国内外からの原料調達ルートを活用した加工品の販路拡大と在庫水準の適正化を図りました。養殖事業は、「本鮪の極」の市場でのブランド力が定着し、順調に販売が進んでおりますが、天然種苗の確保については規制が強化されつつあり、完全養殖体制の早期実現に向けた孵化魚の育成に努めております。海外まき網事業は、魚価は安定的に推移したものの、近海操業の不漁やドック修繕に伴う稼働日数の減少により漁獲量は前年を下回りました。その結果、この部門の売上・利益ともに前期を下回りました。

この部門の売上高は255億円（前期比6.3%減）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は2,023億8千7百万円（前期比13.7%増）、経常利益は29億8千5百万円（前期比32.0%増）、当期純利益は29億6千8百万円（前期比133.8%増）となりました。

なお、当社単独における売上高は1,920億2千6百万円（前期比19.6%増）、経常利益は25億4千6百万円（前期比83.0%増）、当期純利益は18億6百万円（前期比123.9%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は12億円であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、資金調達手段の多様化を目的として短期社債（電子CP）を発行する他、新工場建設に係わる設備投資資金の確保を目的として2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を30億円発行しております。

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や新興国経済の下振れ懸念はあるものの、政府・日銀による経済政策の効果が下支えとなり、個人消費や企業による設備投資が増加し、景気の回復基調が継続することが期待されております。しかしながら水産・食品業界を取り巻く環境は、少子高齢化による国内マーケットの縮小もあり販売競争はますます激化の一途を辿っております。加えて海外から調達する水産原材料のコストは、海外における水産物需要の増加、資源管理強化による供給量の減少などの影響を受け上昇傾向にあり、収益を圧迫する要因となりつつあります。一方で水産物をおいしく手軽に食べたいというニーズは年々増加しており、多少値段が高くとも高品質な商品を求めるといった、従来とは異なる消費動向も現れております。

このような経営環境のもとで、「キョクヨーグループの優位性を強化、拡充し、安心・安全で競争力のある商品の提供により、グループ企業価値の最大化を実現する」という基本目標のもと、『加工戦略』、『グローバル戦略』、『シナジー戦略』という3つの戦略を中心とする中期経営計画『パワーアップキョクヨー2015』（平成24年度～平成26年度）の最終年度を迎え、目標達成に向けて取り組んでおります。

各部門の課題と施策は次の通りであります。

水産商事セグメントでは、これまで培ってきた水産物についての豊富な経験と国内外サプライヤーとの持続的な関係強化により、質の高い水産物の安定的な供給を維持してまいります。また高付加価値商品の取り扱いを高め、安心・安全な商品の開発を徹底して推し進めるとともに、より消費者に近い販売ルートの構築を進めてまいります。更に欧米・東南アジアの海外現地法人のネットワーク化により三国間貿易の取り組みを強化し、海外マーケットの深耕を図るなどして、資源調達力及びグループ内の協業体制強化に努めてまいります。

冷凍食品セグメントでは、寿司・生食用商品の生産拠点の分散化を進めるとともに、調理品については既存品のリニューアルや新規商品の早期導入を図ることにより、事業基盤の強化を進めてまいります。また市販用ブランド『シーマルシェ』の発表とともに、新たに取り組みを開始した家庭用冷凍食品事業については、その規模拡大に向けて商品開発、末端ニーズの情報収集等の取り組みを強化してまいります。

常温食品セグメントでは、円安や原材料価格上昇による製品コストアップに対し、販売価格の転嫁や規格の変更が遅れており、立て直しを早急に進めてまいります。また当社のわかば丸漁獲原料を使用した鰹缶詰は原料から製品まで一貫生産しており、このような原料・製法にこだわった特徴のある製品の開発を今後も進めてまいります。

物流サービスセグメントでは、冷蔵運搬船事業は引き続き長期備船契約の獲得による収益

の安定化と改善を図ってまいります。冷蔵倉庫事業は新規の事業所開設による規模拡大と営業力強化、事業の効率化に努めてまいります。

鯉・鮪セグメントにおいては、漁獲、養殖、国内外における買付から加工、販売まで一貫した体制のもと収益安定化を図ってまいります。海外まき網事業では、漁場の確保と操業効率の向上、良質な製品の生産に努めてまいります。本鮪の養殖事業は順調に推移しているものの、安定的な天然種苗確保に向け、集魚エリアの拡充を図るとともに、完全養殖のノウハウの蓄積、歩留まりの向上に努めてまいります。加工及び販売面では高付加価値製品の開発と価格競争力のある商品の買付に努め、収益の安定化を図ってまいります。

管理面につきましては、当社の企業理念、行動指針に基づき、企業倫理、法令遵守、フードディフェンスの観点に基づいた工場管理体制の見直しなど、コンプライアンス体制の強化を推進してまいります。また、自己資本比率の向上、キャッシュ・フローの改善、有利子負債やリスク資産の削減、在庫管理の徹底などによって財務体質の強化に取り組むとともに、環境に配慮した経営、災害時に事業を早期復旧し継続できる体制の整備を進めてまいります。

以上により、消費者に安心・安全な食品を提供し続けることを責務とし、安定的な収益の確保及び財務体質の改善を推進することによって、企業価値の向上と社会貢献を図ってまいりますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第88期                          | 第89期                          | 第90期                          | 第91期                          |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                | (平成22年4月1日から<br>平成23年3月31日まで) | (平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) | (平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | (平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) |
|                | 百万円                           | 百万円                           | 百万円                           | 百万円                           |
| 売上高            | 162,731                       | 181,885                       | 178,046                       | 202,387                       |
| 経常利益           | 1,783                         | 1,707                         | 2,262                         | 2,985                         |
| 当期純利益          | 58                            | 423                           | 1,269                         | 2,968                         |
| 1株当たり<br>当期純利益 | 55銭                           | 4円03銭                         | 12円08銭                        | 28円26銭                        |
| 総資産            | 76,925                        | 84,937                        | 83,245                        | 84,319                        |
| 純資産            | 17,555                        | 17,212                        | 18,683                        | 19,930                        |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                                 | 資本金<br>(百万円)  | 議決権比率<br>(%)  | 主要な事業内容                       |
|-------------------------------------|---------------|---------------|-------------------------------|
| キョクヨー秋津冷蔵(株)                        | 80            | 100           | 冷蔵倉庫業                         |
| 極洋商事(株)                             | 60            | 100           | 水産物・農畜産物等の買付販売                |
| 極洋食品(株)                             | 100           | 100<br>(10.0) | 冷凍食品・チルド食品の製造                 |
| 極洋水産(株)                             | 192           | 100           | 海外まき網漁業、かつお・まぐろの加工<br>及び冷蔵倉庫業 |
| キョクヨー総合サービス(株)                      | 10            | 100           | 保険代理店業                        |
| 極洋日配マリン(株)                          | 90            | 50<br>(10.0)  | まぐろその他水産物の養殖・加工及び販売           |
| キョクヨーフーズ(株)                         | 30            | 100           | 冷凍食品・チルド食品の製造                 |
| 極洋フレッシュ(株)                          | 90            | 100           | まぐろその他水産物等の加工及び販売             |
| キョクヨーマリン愛媛(株)                       | 30            | 100           | まぐろその他水産物の養殖・加工及び販売           |
| キョクヨーマリンファーム(株)                     | 30            | 100<br>(16.7) | まぐろその他水産物の養殖・加工及び販売           |
| 海洋フーズ(株)                            | 40            | 100           | さけその他水産物等の加工及び販売              |
| サポートフーズ(株)                          | 70            | 47.2          | 冷凍食品・チルド食品の製造                 |
| (株)ジョッキ                             | 60            | 100           | 海産物珍味の製造及び販売                  |
| Kyokuyo America Corporation<br>(米国) | 千米ドル<br>3,000 | 100           | 水産物等の買付販売                     |
| K&U Enterprise Co.,Ltd.<br>(タイ)     | 百万バート<br>120  | 50            | 冷凍食品の製造及び販売                   |
| 青島極洋貿易有限公司<br>(中国)                  | 千米ドル<br>200   | 100           | 水産物等の買付販売                     |
| Kyokuyo Europe B.V.<br>(オランダ)       | 千ユーロ<br>250   | 100           | 水産物等の買付販売                     |

(注) 1. 当社の連結子会社は上記17社を含む21社であり、持分法適用関連会社は3社です。

2. 議決権比率の( )内は、間接所有割合(内数)であります。



3. 当社は平成25年4月1日付にてCVSベンダー事業強化を目的に連結子会社であったエス・ティー・アイ(株)と持分法適用関連会社である(株)新東京フードを合併し、グループの再編を行いました。この合併に伴いエス・ティー・アイ(株)は解散いたしました。
4. 当社は平成26年3月1日付にて連結子会社であった極洋海運(株)を吸収合併しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 主 要 な 事 業 内 容                                |
|--------------------|----------------------------------------------|
| 水 産 商 事            | 当社及び極洋商事(株)他において水産物の買付及び販売を行っております。          |
| 冷 凍 食 品            | 当社及び極洋食品(株)他において冷凍食品の製造及び販売を行っております。         |
| 常 温 食 品            | 当社及び(株)ジョッキ他において缶詰・海産物珍味の製造及び販売を行っております。     |
| 物 流 サ ー ビ ス        | 当社及びキョクヨー秋津冷蔵(株)他において海上運送業及び冷蔵倉庫業を行っております。   |
| 鯉 ・ 鮪              | 当社及び極洋水産(株)他において鯉・鮪の漁獲、養殖、買付及び加工、販売を行っております。 |
| そ の 他              | キョクヨー総合サービス(株)他において保険代理店業等を行っております。          |

## (8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

|                             |        |                                      |
|-----------------------------|--------|--------------------------------------|
| (株)極洋                       | 本社     | 東京都港区                                |
|                             | 支社     | 札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市       |
|                             | 研究所    | 宮城県塩釜市                               |
| キョクヨー秋津冷蔵(株)                | 本社・事業所 | 大阪市                                  |
|                             | 事業所    | 東京都大田区・福岡市                           |
| 極洋商事(株)                     | 本社     | 東京都港区                                |
| 極洋食品(株)                     | 本社・工場  | 宮城県塩釜市                               |
|                             | 工場     | 青森県八戸市・茨城県ひたちなか市                     |
| 極洋水産(株)                     | 本社・工場  | 静岡県焼津市                               |
| キョクヨー総合サービス(株)              | 本社     | 東京都港区                                |
| 極洋日配マリン(株)                  | 本社     | 愛媛県南宇和郡愛南町                           |
| キョクヨーフーズ(株)                 | 本社・工場  | 愛媛県北宇和郡松野町                           |
| 極洋フレッシュ(株)                  | 本社・工場  | 東京都江戸川区                              |
| キョクヨーマリン愛媛(株)               | 本社     | 愛媛県南宇和郡愛南町                           |
| キョクヨーマリンファーム(株)             | 本社     | 高知県幡多郡大月町                            |
| 海洋フーズ(株)                    | 本社・工場  | 茨城県神栖市                               |
| サポートフーズ(株)                  | 本社・工場  | 北海道小樽市                               |
| (株)ジョッキ                     | 本社・工場  | 東京都練馬区                               |
|                             | 工場     | 埼玉県本庄市・北海道北斗市                        |
| Kyokuyo America Corporation | 本社     | Seattle, Washington, U.S.A.          |
| K&U Enterprise Co., Ltd.    | 本社・工場  | Ampur Muang, Samutsakorn, Thailand   |
| 青島極洋貿易有限公司                  | 本社     | 中国青島市                                |
| Kyokuyo Europe B.V.         | 本社     | Luchthaven Schiphol, The Netherlands |

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 従業員数 (人) | 前期末比増減 (人) |
|--------------------|----------|------------|
| 水産商事               | 246      | △79        |
| 冷凍食品               | 1,053    | △200       |
| 常温食品               | 366      | 0          |
| 物流サービス             | 64       | △6         |
| 鯉・鮪                | 307      | 0          |
| その他                | 26       | △1         |
| 全社(共通)             | 49       | 0          |
| 合計                 | 2,111    | △286       |

(注) 1.従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員796人)は含んでおりません。

2.従業員が減少しております主な要因は、冷凍食品事業におけるK&U Enterprise Co.,Ltd.における従業員減です。

### ② 当社の従業員の状況

| 区分 |        | 人員  | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----|--------|-----|--------|------|--------|
| 職員 |        | 人   | 人      | 歳 月  | 年 月    |
|    | 男      | 442 | 10     | 41 9 | 18 2   |
|    | 女      | 122 | 4      | 32 5 | 9 5    |
|    | 計または平均 | 564 | 14     | 39 8 | 16 3   |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員87人)は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

| 借入先          | 借入残高 |
|--------------|------|
|              | 億円   |
| (株)りそな銀行     | 81   |
| 農林中央金庫       | 57   |
| 三菱UFJ信託銀行(株) | 26   |
| 三井住友信託銀行(株)  | 25   |

(注) 当連結会計年度における借入残高は317億円であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 437,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 109,282,837株 |
| (内、自己株式数)    | 4,251,139株)  |
| (3) 株主数      | 28,882名      |
| (4) 大株主      |              |

| 株 主 名                                 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------|-------|---------|
|                                       | 千株    | %       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)                   | 6,479 | 6.16    |
| (株) り そ な 銀 行                         | 5,234 | 4.98    |
| 三井住友海上火災保険(株)                         | 4,501 | 4.28    |
| 農 林 中 央 金 庫                           | 4,450 | 4.23    |
| 東洋製罐グループホールディングス(株)                   | 3,150 | 2.99    |
| 東京海上日動火災保険(株)                         | 2,245 | 2.13    |
| カップ・クリエイトホールディングス(株)                  | 2,100 | 1.99    |
| 極 洋 秋 津 会                             | 1,672 | 1.59    |
| ザチースマンハッタンバンク エヌエイロンドン エスエルオムニパス アカウト | 1,518 | 1.44    |
| 中 央 魚 類 (株)                           | 1,399 | 1.33    |

- (注) 1. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。  
 2. 当社の所有自己株式は4,251,139株であります。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 上記所有株式のうち日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の全株は信託業務に係る株式です。  
 4. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年11月20日開催の当社取締役会決議に基づき発行した2018年満期円貨建転換社債  
型新株予約権付社債の概要

|                    |                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日                | 平成25年12月10日                                                                                         |
| 新株予約権付社債の残高        | 3,000百万円                                                                                            |
| 新株予約権の数            | 600個                                                                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式<br>行使請求に係る本社債の元本金額の総額を下記の転換<br>価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に<br>より生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による精<br>算は行わない。 |
| 転換価額               | 337円                                                                                                |
| 新株予約権の行使期間         | 平成25年12月27日～平成30年11月26日の銀行営業<br>終了時（いずれもルクセンブルグ時間）                                                  |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                       |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 福井清計  | 代表取締役会長CEO                                                                         |
| 多田久樹  | 代表取締役社長                                                                            |
| 今井賢司  | 専務取締役 (事業部門統括、水産商事セグメント・物流サービスセグメント管掌、水産加工第一部・水産加工第二部・水産加工第三部・海外事業部・業務部・船舶部・物流部担当) |
| 須藤時廣  | 常務取締役 (事業部門統括補佐、鯉・鮪セグメント管掌、鯉鮪事業部担当)                                                |
| 上居隆   | 常務取締役 (冷凍食品セグメント・常温食品セグメント管掌、水産冷凍食品部・常温食品部・品質保証部・商品開発部・塩釜研究所担当)                    |
| 村上吉男  | 常務取締役 (管理部門統括、コンプライアンス担当、企画部・経理部担当)                                                |
| 保坂正美  | 取締役 (総務部担当、総務部長委嘱)                                                                 |
| 松行健一  | 取締役 (調理冷凍食品部担当、調理冷凍食品部長委嘱)                                                         |
| 雲津雅行  | 取締役 (東京支社長委嘱)                                                                      |
| 井上誠   | 取締役 (大阪支社長委嘱)                                                                      |
| ※矢澤久和 | 取締役 (経理部長委嘱)                                                                       |
| 細川高稔  | 常勤監査役                                                                              |
| 中山昌生  | 常勤監査役                                                                              |
| 高橋義明  | 監査役                                                                                |
| ※上島幹雄 | 監査役                                                                                |

- (注) 1. ※印は、平成25年6月25日開催の定時株主総会で新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。
2. 平成25年6月25日付にて取締役門田憲一氏は任期満了により退任し、監査役荒砥誠氏は辞任いたしました。
3. 平成26年3月31日付にて代表取締役会長CEO福井清計氏は辞任いたしました。なお当該取締役の地位は辞任時のものであります。
4. 現任監査役のうち細川高稔及び中山昌生の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役細川高稔氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 監査役細川高稔及び中山昌生の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 平成26年4月1日付にて次のとおり異動がありました。

| 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況 |                                                                              |
|---------|--------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 今 井 賢 司 | 代表取締役専務      | (事業部門統括、水産商事セグメント・物流サービスセグメント管掌、水産加工第一部・水産加工第二部・水産加工第三部・海外事業部・業務部・船舶部・物流部担当) |
| 上 居 隆   | 常 務 取 締 役    | (冷凍食品セグメント・常温食品セグメント管掌、水産冷凍食品部・家庭用冷凍食品部・常温食品部・品質保証部・商品開発部・塩釜研究所担当)           |
| 雲 津 雅 行 | 取 締 役        | (鯉鮪事業部長委嘱)                                                                   |
| 井 上 誠   | 取 締 役        | (東京支社長委嘱)                                                                    |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支 給 人 員    | 基 本 報 酬          | 賞 与   | 報酬等の総額           |
|------------------|------------|------------------|-------|------------------|
| 取締役              | 12名        | 230百万円           | 30百万円 | 260百万円           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(2名) | 52百万円<br>(40百万円) | —     | 52百万円<br>(40百万円) |
| 合計               | 17名        | 282百万円           | 30百万円 | 312百万円           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 各取締役及び各監査役の基本報酬の額は株主総会で決議された報酬枠の範囲内です。なお、取締役の基本報酬とは別に本定時株主総会において決議予定の役員賞与30百万円があります。  
 3. 上記には平成25年6月25日付にて退任及び辞任した取締役1名及び監査役1名を含めております。  
 4. 平成18年6月29日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うことについてご承認を頂いております。この決議に基づき、上記以外に当事業年度中に退任及び辞任した取締役2名に対し総額156百万円を役員退職慰労金として支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 細川高稔

ア. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
 該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会16回及び当期開催の監査役会6回の全てに出席し、長年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言をおこなっております。

② 監査役 中山昌生

ア. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会16回及び当期開催の監査役会6回の全てに出席し、長年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言をおこなっております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 35百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき  
金銭その他の財産上の利益の合計額 41百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度に対価を支払った非監査業務の内容は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定申請に係る手続き業務です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合の他、当社監査役会は、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止命令を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。



## 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、以下の「内部統制システムの基本方針」を決議しております（平成18年5月12日決議）。

なお、当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない旨を「キョクヨーグループ企業行動憲章」に定め、当社グループ役員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

(内部統制システムの基本方針)

### ① 当社の企業理念と行動指針

当社は以下の企業理念、行動指針を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念：人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

行動指針：1. お客様の満足を得る努力が行動の原点  
2. 一人ひとりの英知を結集、気力・体力を駆使し明日へチャレンジ  
3. コスト意識の徹底、発想の転換  
4. 従業員・株主・社会にとり価値ある企業として発展

### ② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、当社の企業理念、行動指針に基づく企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、取締役・使用人に対しその周知徹底を図る。

コンプライアンス担当取締役のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制チーム」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。

イ. 社長を委員長とする内部監査委員会のもと「内部監査チーム」は各部門のコンプライアンスの状況を監査するとともに業務の改善を指導する。

ウ. 各部署においては、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

- エ. 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとする。
  - オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、コンプライアンス担当部署長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うこととする。
  - カ. 監査役は当社のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 「内部統制チーム」が事業に関連する全てのリスクを網羅する「リスク管理規定」を作成し、リスクカテゴリー毎の責任部署、重点項目を定め、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの管理体制を明確化する。
- イ. 「環境保全リスク」については、社長を委員長とする環境保全委員会のもと、グループ全社の環境保全体制を構築、維持、継続させる。
- ウ. 「品質安全リスク」については、「食品事故及び苦情に関する規則」等に基づき、食品事故発生時には全社的にすみやかに対応できる体制を整備する。また、国内、国外の協力工場に関しては品質・安全についての情報の共有化を進める。
- エ. 「内部監査チーム」は、各部署毎のリスクの管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するため、企業行動憲章をグループ全体の企業行動憲章と位置付け、これを基礎としてグループ各社で業務の実態に対応した諸規程を定めるものとする。
  - イ. 系列会社管理規則に従い、グループ会社の経営管理を行う。取締役はグループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
  - ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、「内部統制チーム」に報告するものとする。「内部統制チーム」は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア. 監査役職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。
  - イ. 監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し取締役その他の指揮命令を受けない。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、平成23年6月24日開催の第88回定時株主総会において、その内容を一部変更するとともに本定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(参考URL <http://www.kyokuyo.co.jp/ir/pdf/bouei110513.pdf>)

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に基づき、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア. 中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、平成24年度から平成26年度までの3ヵ年中期経営計画『パワーアップキョクヨー2015』を策定し、『加工戦略』と『グローバル戦略』に新たに『シナジー戦略』を加えた3つを基本方針として事業展開をしております。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくこととなります。但し、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、

廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- イ. 株主意思を重視するものであること
- ウ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- エ. 合理的な客観的要件を設定していること
- オ. 独立した外部専門家の意見を取得していること
- カ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

なお、平成26年5月9日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当該方針を継続することを決定いたしました。詳細につきましては、株主総会参考書類の第7号議案「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件」(41ページから59ページまで)をご覧ください。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実と利益還元のための安定配当の継続を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売拠点の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強化、物流の合理化などに有効に活用する方針です。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり5円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額について、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|--------------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>      |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>63,033</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>41,031</b> |
| 現金及び預金             | 3,456         | 支払手形及び買掛金          | 6,672         |
| 受取手形及び売掛金          | 24,393        | 短期借入金              | 19,734        |
| リース投資資産            | 715           | コマーシャル・ペーパー        | 7,000         |
| 商品及び製品             | 25,596        | リース債務              | 176           |
| 仕掛品                | 1,654         | 未払法人税等             | 439           |
| 原材料及び貯蔵品           | 4,093         | 賞与引当金              | 713           |
| 繰延税金資産             | 600           | 役員賞与引当金            | 41            |
| その他の               | 2,850         | その他                | 6,253         |
| 貸倒引当金              | △326          | <b>固 定 負 債</b>     | <b>23,357</b> |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>21,286</b> | 新株予約権付社債           | 3,000         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>10,597</b> | 長期借入金              | 11,997        |
| 建物及び構築物            | 3,241         | リース債務              | 662           |
| 機械装置及び運搬具          | 1,222         | 特別修繕引当金            | 87            |
| 船                  | 1,185         | 退職給付に係る負債          | 7,429         |
| 土地                 | 3,744         | 資産除去債務             | 51            |
| リース資産              | 868           | 長期未払金              | 70            |
| 建設仮勘定              | 52            | その他                | 58            |
| その他の               | 281           | <b>負 債 合 計</b>     | <b>64,388</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>443</b>    | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| のれん                | 104           | <b>株 主 資 本</b>     | <b>20,954</b> |
| リース資産              | 2             | 資本金                | 5,664         |
| その他の               | 336           | 資本剰余金              | 749           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>10,245</b> | 利益剰余金              | 15,289        |
| 投資有価証券             | 6,215         | 自己株式               | △748          |
| 繰延税金資産             | 3,275         | その他の包括利益累計額        | △1,253        |
| その他の               | 758           | その他有価証券評価差額金       | △46           |
| 貸倒引当金              | △3            | 繰延ヘッジ損益            | 124           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>84,319</b> | 為替換算調整勘定           | 113           |
|                    |               | 退職給付に係る調整累計額       | △1,444        |
|                    |               | <b>少 数 株 主 持 分</b> | <b>229</b>    |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>19,930</b> |
|                    |               | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>84,319</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                   | 金 額          |
|-----------------------|--------------|
| 売上高                   | 202,387      |
| 売上原価                  | 181,075      |
| 売上総利益                 | 21,311       |
| 販売費及び一般管理費            | 18,396       |
| <b>営業利益</b>           | <b>2,915</b> |
| 営業外収益                 |              |
| 受取利息                  | 78           |
| 受取配当金                 | 88           |
| 補助金収入                 | 141          |
| 雑替差益                  | 54           |
| 雑収益                   | 156          |
| 雑費用                   |              |
| 雑利息                   | 385          |
| 雑投資損失                 | 12           |
| 雑損失                   | 51           |
| <b>経常利益</b>           | <b>2,985</b> |
| 特別利益                  |              |
| 固定資産処分益               | 2            |
| 厚生年金基金代行返上益           | 1,267        |
| 企業結合における交換利益          | 197          |
| 投資有価証券売却益             | 17           |
| 特別損失                  |              |
| 固定資産処分損失              | 26           |
| 減損損失                  | 162          |
| 災害による損失               | 47           |
| 投資有価証券評価損失            | 147          |
| 投資有価証券売却損失            | 0            |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>    | <b>4,086</b> |
| 法人税、住民税及び事業税          | 971          |
| 法人税等調整額               | 284          |
| <b>少数株主損益調整前当期純利益</b> | <b>2,830</b> |
| 少数株主損失                | 137          |
| <b>当期純利益</b>          | <b>2,968</b> |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成25年4月1日残高             | 5,664   | 749   | 12,846 | △747    | 18,512 |
| 当 期 変 動 額               |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |       | △525   |         | △525   |
| 当 期 純 利 益               |         |       | 2,968  |         | 2,968  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —     | 2,442  | △0      | 2,442  |
| 平成26年3月31日残高            | 5,664   | 749   | 15,289 | △748    | 20,954 |

|                         | その他の包括利益累計額      |         |          |                  |                   | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|---------|----------|------------------|-------------------|--------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |        |
| 平成25年4月1日残高             | △113             | 142     | △104     | —                | △75               | 245    | 18,683 |
| 当 期 変 動 額               |                  |         |          |                  |                   |        |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |         |          |                  |                   |        | △525   |
| 当 期 純 利 益               |                  |         |          |                  |                   |        | 2,968  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |         |          |                  |                   |        | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 66               | △18     | 217      | △1,444           | △1,178            | △15    | △1,194 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 66               | △18     | 217      | △1,444           | △1,178            | △15    | 1,247  |
| 平成26年3月31日残高            | △46              | 124     | 113      | △1,444           | △1,253            | 229    | 19,930 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

株式会社 極 洋  
取締役 会 御中

井上 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 平 松 正 己 ㊟  
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 林 映 男 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担及び監査役会が参考にするに定めた「日本監査役協会の監査基準」等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

株式会社 極 洋 監査役会

常勤監査役 細 川 高 稔<sup>Ⓔ</sup>  
社外監査役

常勤監査役 中 山 昌 生<sup>Ⓔ</sup>  
社外監査役

監査役 高 橋 義 明<sup>Ⓔ</sup>

監査役 上 島 幹 雄<sup>Ⓔ</sup>

# 貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            |            | 金 額           | 科 目                      |               | 金 額           |
|----------------|------------|---------------|--------------------------|---------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>  |            |               | <b>(負債の部)</b>            |               |               |
| <b>流 動</b>     | <b>資 産</b> | <b>54,686</b> | <b>流 動</b>               | <b>負 債</b>    | <b>35,828</b> |
| 現金及び預          | 金形金品       | 1,833         | 買掛金                      | 7,099         |               |
| 受取手            | 品          | 14            | 短期借入金                    | 13,129        |               |
| 売掛             | 品          | 25,942        | 一年以内返済長期借入金              | 328           |               |
| 前払掛            | 品          | 23,167        | コーポレート・ペーパー              | 7,000         |               |
| 前払掛            | 品          | 2             | 未払債                      | 36            |               |
| 前払掛            | 品          | 408           | 未払                       | 2,213         |               |
| 前払掛            | 品          | 369           | 未払                       | 952           |               |
| 前払掛            | 品          | 404           | 未払                       | 215           |               |
| 前払掛            | 品          | 2,607         | 未払                       | 286           |               |
| 前払掛            | 品          | 158           | 未払                       | 4,022         |               |
| 前払掛            | 品          | 215           | 未払                       | 504           |               |
| 前払掛            | 品          | △438          | 未払                       | 30            |               |
| <b>固 定</b>     | <b>資 産</b> | <b>15,694</b> | <b>固 定</b>               | <b>負 債</b>    | <b>18,388</b> |
| 有形固定資産         | 建物         | 4,322         | 新株予約権付社債                 | 3,000         |               |
| 構築物            | 船舶         | 1,337         | 長期借入金                    | 10,344        |               |
| 機械装置           | 船舶         | 163           | 退職給付引当金                  | 54            |               |
| 船舶             | 船舶         | 395           | 退職給付引当金                  | 4,837         |               |
| 運搬備            | 船舶         | 126           | 長期未払                     | 29            |               |
| 器具及び備          | 船舶         | 5             | 長期未払                     | 52            |               |
| 土              | 船舶         | 207           | 長期未払                     | 70            |               |
| り建             | 船舶         | 1,922         | <b>負 債 合 計</b>           | <b>54,216</b> |               |
| 一              | 船舶         | 149           |                          |               |               |
| 無形固定資産         | 船舶         | 14            | <b>(純資産の部)</b>           |               |               |
| 借商ソリ           | 船舶         | 280           | 株 主 資 本                  | 16,118        |               |
| ソリ             | 船舶         | 21            | 資 本 金                    | 5,664         |               |
| ソリ             | 船舶         | 17            | 資 本 剰 余 金                | 749           |               |
| ソリ             | 船舶         | 240           | 資 本 準 備 金                | 742           |               |
| ソリ             | 船舶         | 1             | そ の 他 資 本 剰 余 金          | 7             |               |
| ソリ             | 船舶         | 0             | 利 益 剰 余 金                | 10,452        |               |
| 投資その他の資産       | 船舶         | 11,091        | 利 益 準 備 金                | 673           |               |
| 投資             | 船舶         | 4,809         | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 9,779         |               |
| 関              | 船舶         | 2,938         | 別 途 積 立 金                | 1,560         |               |
| 関              | 船舶         | 300           | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 8,219         |               |
| 出              | 船舶         | 21            | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△748</b>   |               |
| 長              | 船舶         | 23            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          | 46            |               |
| 期              | 船舶         | 129           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | △78           |               |
| 延              | 船舶         | 475           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益            | 124           |               |
| 預              | 船舶         | 1,842         | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>16,164</b> |               |
| け              | 船舶         | 529           | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>70,381</b> |               |
| そ              | 船舶         | 24            |                          |               |               |
| 倒              | 船舶         | △3            |                          |               |               |
| <b>資 産 合 計</b> |            | <b>70,381</b> |                          |               |               |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額          |
|-----------------|--------------|
| 売上高             | 192,026      |
| 売上原価            | 173,403      |
| 売上総利益           | 18,623       |
| 販売費及び一般管理費      | 16,151       |
| <b>営業利益</b>     | <b>2,471</b> |
| 営業外収益           |              |
| 受取利息            | 86           |
| 受取証券利息          | 13           |
| 受取配当金           | 157          |
| 為替差益            | 60           |
| 雑収益             | 69           |
| 営業外費用           |              |
| 支払利息            | 291          |
| 雑損              | 20           |
|                 | 386          |
|                 | 311          |
| <b>経常利益</b>     | <b>2,546</b> |
| 特別利益            |              |
| 固定資産処分益         | 1            |
| 厚生年金基金代行返上益     | 1,267        |
| 企業結合における交換利益    | 400          |
| 投資有価証券売却益       | 1            |
| 特別損失            |              |
| 固定資産処分損失        | 24           |
| 減損              | 162          |
| 抱合せ株式消滅差損       | 886          |
| 関係会社株式評価損       | 225          |
| 貸倒引当金繰入額        | 130          |
| 関係会社支援損         | 80           |
| 投資有価証券評価損       | 12           |
|                 | 1,520        |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>2,696</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 602          |
| 法人税等調整額         | 287          |
| <b>当期純利益</b>    | <b>1,806</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 平成25年4月1日残高             | 5,664   | 742       | 7               | 749           |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                 |               |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                 |               |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |                 |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | —               | —             |
| 平成26年3月31日残高            | 5,664   | 742       | 7               | 749           |

|                         | 株 主 資 本   |                 |       |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------------|-------|---------------|---------------|---------|-------------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                 |       |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
|                         | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |       | 利 益 剰 余 金 合 計 |               |         |             |
| 別 途 積 立 金               |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   |       |               |               |         |             |
| 平成25年4月1日残高             | 673       | 1,560           | 6,937 | 9,171         | △747          | 14,837  |             |
| 当 期 変 動 額               |           |                 |       |               |               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |                 | △525  | △525          |               | △525    |             |
| 当 期 純 利 益               |           |                 | 1,806 | 1,806         |               | 1,806   |             |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |                 |       |               | △0            | △0      |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |                 |       |               |               |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —               | 1,281 | 1,281         | △0            | 1,280   |             |
| 平成26年3月31日残高            | 673       | 1,560           | 8,219 | 10,452        | △748          | 16,118  |             |

|                         | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|---------|------------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 平成25年4月1日残高             | △162         | 142     | △19        | 14,818 |
| 当期変動額                   |              |         |            |        |
| 剰余金の配当                  |              |         |            | △525   |
| 当期純利益                   |              |         |            | 1,806  |
| 自己株式の取得                 |              |         |            | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 83           | △18     | 65         | 65     |
| 当期変動額合計                 | 83           | △18     | 65         | 1,346  |
| 平成26年3月31日残高            | △78          | 124     | 46         | 16,164 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

株式会社 極 洋  
取締役 会 御中

井上 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 平 松 正 己 ㊟  
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 林 映 男 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、1株につき5円とさせていただきますと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額 525,158,490円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月25日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

(2) 社外取締役または社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役または社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。なお、社外取締役の責任限定契約の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都内において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</p> <p>(新 設)</p> <p>第33条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第43条～第48条 (条文省略)</p> | <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行なうことができない場合は、東京都内において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</u></p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第34条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第44条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第45条～第50条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役11名選任の件

平成26年3月31日付をもって取締役福井清計氏が辞任され、また本総会終結の時をもって取締役10名が任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                         | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|----|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①  | ただひさき<br>多田久樹<br>(昭和23年1月19日生)   | 昭和45年4月 当社入社<br>平成11年6月 当社企画部長<br>平成13年6月 当社総務部長<br>キョクヨー総合サービス(株)代表取締役社長<br>平成14年6月 当社取締役総務部長<br>平成16年5月 当社常務取締役総務部長<br>平成16年10月 当社常務取締役<br>平成19年6月 当社専務取締役<br>平成23年4月 当社代表取締役社長<br>現在に至る | 65,000株           |
| ②  | いまいけんじ<br>今井賢司<br>(昭和25年2月13日生)  | 昭和47年4月 当社入社<br>平成12年4月 当社仙台支社長<br>平成16年6月 当社大阪支社長<br>平成18年6月 当社取締役大阪支社長<br>平成20年6月 当社常務取締役水産加工第1部長<br>平成21年6月 当社常務取締役<br>平成22年6月 当社専務取締役<br>平成26年4月 当社代表取締役専務<br>現在に至る                    | 77,000株           |
| ③  | むらかみよしお<br>村上吉男<br>(昭和26年5月29日生) | 昭和49年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行<br>平成12年7月 同行執行役員東京公務部長<br>平成15年6月 同行執行役員営業推進本部長<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成16年10月 当社取締役経理部長<br>平成22年6月 当社常務取締役経理部長<br>平成23年4月 当社常務取締役<br>現在に至る                   | 39,000株           |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                           | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|----|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ④  | かみ い たかし<br>上 居 隆<br>(昭和25年10月7日生)      | 昭和49年 4月 当社入社<br>平成15年 4月 当社水産部水産第1部長<br>平成17年 4月 当社水産加工部水産加工第1部長<br>平成18年 4月 当社水産加工第1部長<br>平成20年 6月 当社大阪支社長<br>平成21年 6月 当社取締役大阪支社長<br>平成22年 6月 当社常務取締役水産冷凍食品部長<br>平成23年 4月 当社常務取締役<br>現在に至る | 42,000株           |
| ⑤  | くも つ まさ ゆき<br>雲 津 雅 行<br>(昭和25年12月19日生) | 昭和50年 4月 当社入社<br>平成13年 8月 当社大阪支社水産部長<br>平成15年 4月 当社水産部水産第2部長<br>平成17年 4月 当社水産部水産第1部長<br>平成18年 4月 当社札幌支社長<br>平成22年 6月 当社東京支社長<br>平成23年 6月 当社取締役東京支社長<br>平成26年 4月 当社取締役鯉鮪事業部長<br>現在に至る         | 38,000株           |
| ⑥  | ほ さか まさ よし<br>保 坂 正 美<br>(昭和24年5月8日生)   | 昭和47年 4月 当社入社<br>平成15年 4月 当社水産部水産第3部長<br>平成16年 6月 当社仙台支社長<br>平成20年 6月 当社総務部長<br>平成22年 6月 当社取締役総務部長<br>現在に至る                                                                                  | 42,000株           |
| ⑦  | まつ ゆき けん いち<br>松 行 健 一<br>(昭和28年2月20日生) | 昭和50年 4月 当社入社<br>平成12年 8月 当社大阪支社食品部長<br>平成14年 4月 当社東京支社食品部長<br>平成17年 4月 当社水産加工部水産加工第2部長<br>平成18年 4月 当社常温食品部長<br>平成22年 6月 当社取締役常温食品部長<br>平成25年 4月 当社取締役調理冷凍食品部長<br>現在に至る                      | 45,000株           |

| 番号     | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                              | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|--------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ⑧      | いの うえ まこと<br>井上 誠<br>(昭和32年12月5日生)   | 昭和55年 4月 当社入社<br>平成16年 6月 当社水産部水産第3部長<br>平成17年 4月 当社水産部水産第2部長<br>平成18年 4月 当社水産冷凍食品部長<br>平成22年 6月 当社大阪支社長<br>平成24年 6月 当社取締役大阪支社長<br>平成26年 4月 当社取締役東京支社長<br>現在に至る | 13,000株           |
| ⑨      | や ざわ ひさ かず<br>矢澤 久和<br>(昭和27年2月28日生) | 昭和50年 4月 当社入社<br>平成18年 6月 当社業務部長<br>平成23年 4月 当社経理部長<br>平成25年 6月 当社取締役経理部長<br>現在に至る                                                                              | 12,000株           |
| ⑩<br>※ | あま り ひとし<br>天利 均<br>(昭和26年7月3日生)     | 昭和50年 4月 当社入社<br>平成18年 6月 極洋商事(株)常務取締役<br>平成20年 6月 当社仙台支社長<br>平成23年 4月 当社水産冷凍食品部長<br>平成26年 4月 当社大阪支社長<br>現在に至る                                                  | 0株                |
| ⑪<br>※ | さか い けん<br>酒井 健<br>(昭和29年10月21日生)    | 昭和53年 4月 当社入社<br>平成18年 4月 当社大阪支社水産加工部長<br>平成21年 6月 当社水産加工第2部長<br>現在に至る                                                                                          | 8,000株            |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」(14ページから15ページまで)に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中山昌生氏は任期満了となり、監査役細川高稔、高橋義明の両氏は監査役を辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

| 番号     | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                 | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|--------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①      | なか やま まさ たか<br>中山昌生<br>(昭和32年12月10日生) | 昭和55年4月 農林中央金庫入庫<br>平成17年7月 同金庫ロンドン支店長<br>平成20年7月 同金庫資金為替部長<br>平成22年6月 同金庫人事部参事役<br>平成22年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る                                    | 10,000株           |
| ②<br>※ | あくた がわ じゅん<br>芥川 淳<br>(昭和29年3月20日生)   | 昭和51年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行<br>平成5年3月 同行深井支店長<br>平成21年4月 (株)りそな銀行取締役兼専務執行役員 信託<br>業務管理部担当<br>平成22年6月 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)代表<br>取締役副社長<br>現在に至る | 0株                |
| ③<br>※ | むら たに いく お<br>村谷育雄<br>(昭和23年7月2日生)    | 昭和46年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社広島支社長<br>平成18年6月 極洋水産(株)代表取締役社長<br>現在に至る                                                                              | 25,000株           |

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 中山昌生、芥川淳の両氏は社外監査役候補者であり、中山昌生氏は東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。  
 4. 中山昌生氏につきましては、永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。  
 なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
 また、同氏は過去5年間に当社の主要取引金融機関である農林中央金庫の従業員であったことがあります。  
 5. 芥川淳氏につきましては、永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。  
 同氏が代表取締役副社長を務める日本トラスティ・サービス信託銀行(株)は当社の大株主であります

が、同社所有の全株式は信託業務に係わる株式であり、当社との間に記載すべき関係はありません。なお、同氏は平成26年6月23日付をもって同社の取締役を退任される予定です。

また、同氏は過去5年間に当社の主要取引銀行である(株)りそな銀行の取締役兼専務執行役員であったことがあります。

6. 村谷育雄氏は、平成26年6月20日付をもって極洋水産(株)の取締役を退任される予定です。
7. 中山昌生、芥川淳の各氏が選任された場合、第2号議案定款一部変更の件の可決を条件として、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                 | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| は せ が わ と し あ き<br>長谷川 俊 明<br>(昭和23年9月13日生) | 昭和52年4月 弁護士登録<br>昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー<br>平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設<br>現在に至る | 0株                |

- (注) 1. 長谷川俊明氏は当社と顧問契約を締結しております。
2. 長谷川俊明氏は社外監査役候補者であります。
3. 長谷川俊明氏は弁護士であり、法律の専門家として主としてコンプライアンス等の観点より経営監視機能の充実が図れるものと考えます。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 長谷川俊明氏が監査役に就任された場合、第2号議案定款一部変更の件の可決を条件として、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案し、当期末時点の取締役11名に対し、総額3,000万円の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。



## 第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年6月24日開催の当社第88回定時株主総会において、当社株式の大規模買付への対応方針（以下「現プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認をいただき導入しておりますが、その有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続すること（継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）といたしました。そこで、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランでは、趣旨の明確化等のため、一部字句の修正・整理等形式的な文言の修正を行っておりますが、基本的なスキームの変更はございません。

### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様ご意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような上場会社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対し、明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が、買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものもあると思われれます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現

れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. 企業価値向上への取り組み

わが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や新興国経済の下振れ懸念はあるものの、政府・日銀による経済政策の効果が下支えとなり、個人消費や企業による設備投資が増加し、景気の回復基調が継続することが期待されております。しかしながら水産・食品業界を取り巻く環境は、少子高齢化による国内マーケットの縮小もあり販売競争はますます激化の一途を辿っております。加えて海外から調達する水産原材料のコストは、海外における水産物需要の増加、資源管理強化による供給量の減少などの影響を受け上昇傾向にあり、収益を圧迫する要因となりつつあります。一方で水産物をおいしく手軽に食べたいというニーズは年々増加しており、多少値段が高くとも高品質な商品を求めるといった、従来とは異なる消費動向も現れております。

このような経営環境のもとで、「キョクヨーグループの優位性を強化、拡充し、安心・安全で競争力のある商品の提供により、グループ企業価値の最大化を実現する」という基本目標のもと、『加工戦略』、『グローバル戦略』、『シナジー戦略』という3つの戦略を中心とする中期経営計画『パワーアップキョクヨー2015』（平成24年度～平成26年度）の最終年度を迎え、目標達成に向けて取り組んでおります。加工戦略につきましては、お客様のニーズを的確に捉えた高付加価値商品の取り扱いを高めるとともに、安心・安全な商品の開発を徹底して推し進めてまいります。また新たに取り組みを開始した家庭用冷凍食品事業については、その規模拡大に向けて商品開発、末端ニーズの情報収集等の取り組みを強化してまいります。グローバル戦略につきましては、欧米・東南アジアの海外現地法人のネットワーク化により三国間貿易の取り組みを強化し、海外マーケットの深耕を図るなどし、質の高い水産物の安定的な供給を維持するとともに、新たな販売チャネルを広げるべくマーケット開拓を

進めてまいります。東南アジアについては今後も有力な市場であると見込まれることから、重点的に取り組んでまいります。また当社の強みである寿司関連事業の強化を図るべく、ベトナム、インドネシアなど生産拠点の分散化を進めるとともに、競争力のある商品開発を目指します。シナジー戦略につきましても、当社グループのネットワークを活かしたグループ内の協業体制強化を図り、原料調達から製品製造、販売までの一貫した取り組みを行い、原料・製法にこだわった特徴のある商品の開発を進めてまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。これらの考え方は当社の企業理念と行動指針に基づいております。

#### 【企業理念】

人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

#### 【行動指針】

1. お客様の満足を得る努力が行動の原点
2. 一人ひとりの英知を結集、気力・体力を駆使し明日へチャレンジ
3. コスト意識の徹底、発想の転換
4. 従業員・株主・社会にとり価値ある企業として発展

当社は現代企業のあるべき経営の姿を志向し、ステークホルダーとの関係を尊重し、社会の要請に応えることで事業の発展と企業価値の向上に取り組んでおります。また、総合食品企業としてお客様に安心・安全でおいしい商品を提供することが当社の社会的責任であると考えております。

### (2) コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況

上記の基本的な考え方に基づき取締役会につきましては経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、平成14年6月の定時株主総会の決議により取締役の任期を1年とするとともに、平成17年6月開催の定時株主総会の決議により取締役の員数を20名以内から15名以内に改定しました。監査役会は監査役4名のうち社外監査役を2名とし、経営者に対する監督機能の強化を図っております。

内部統制につきましては「内部統制システムの基本方針」に基づき専任の「内部統制チーム」を設置し、内部統制システムがグループ全体でより有効に機能するよう体制の整備・運用・改善を進めております。

食品会社にとって最も重要な食の安心・安全の確保については品質保証部を設置、当社及び当社グループ全体を対象として、品質保証体制の構築と維持管理を行い、継続的に見直しを図っております。また「フードディフェンスガイドライン」・「食品事故及び苦情に関する規則」等の社内規則を整備するなどして、食品事故を未然に防ぐとともに、問題が発生した場合でも速やかに対応できる体制を構築しております。

これらの取り組みを通じて、当社は企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### 1. 大規模買付ルール導入の目的

当社は企業理念として、人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し、社会とともに成長することを目指しています。そのためには、まず、安心・安全な食品を安定してお届けすることが、当社に課せられている第一義の使命であると考えます。

当社グループは食品生産から流通、販売の各過程において、蓄積した技術や経営ノウハウをブランドに表象し、この使命を着実に実行することにより今日の基盤を作り上げてきました。当社が更に成長するためにはブランド力に一層磨きをかけ、株主・お客様・従業員をはじめとする利害関係者との信頼関係をより強化し、こうしたステークホルダーの皆様との共存・共栄が求められます。そしてこのことは日本の食生活と食文化の向上にもつながると考えます。

更に、昨今食品会社の不祥事が大きな社会問題として取り上げられ、お客様の食品に対する不信が高まっている状況のもとで、当社に対する信頼を確保するためには、品質保証の仕組みをより高いレベルで再構築するとともに、経営や事業に携わる者の一層のモラルの高揚が何よりも重要であると考えます。

翻って大規模買付行為について考えますに、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される行為は排除されなくてはなりません、一定の合理的なルールに則った買付行為の場合、株主の皆様が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に関して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保することは、当社取締役会の責務でありま

す。

よって以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、現プランを継続することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われる者を含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する

ものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします。(独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照下さい。)独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者(注)の中から選任します。(独立委員会の委員候補者につきましては別紙3をご参照下さい。)

独立委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、取締役会の諮問に対して勧告するものとし、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(投資銀行、証券会社、弁護士、その他外部の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

#### (1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付

行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

## (2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストにしたがい、本必要情報を取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで、適宜期限を定めた上で追加的に情報提供を求めることがあります。

取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨を、大規模買付者に通知するとともに公表することとします。取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。取締役会に提供された本必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。



### (3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を上限として、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款のもとで認められる対抗措置を取ることがあります。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による買付後経営方針等が不十分又は不適當であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4. (3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。取締役は、独

立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款のもとで認められる対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、当社による無償取得（当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）等の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを

遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割り当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

## 7. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での承認をもって同日より発効することとし、有効期限は平成29年6月に開催される定時株主総会終結の時までとします。また、本プランは、本株主総会により継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

Ⅳ 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会にて本プランについて株主の皆様の意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### 5. 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

#### 6. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 当社株式の状況 (平成26年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 437,000,000株
2. 発行済株式の総数 109,282,837株
3. 株主数 28,882名
4. 大株主

| 株主名                                               | 持株数   | 持株比率 |
|---------------------------------------------------|-------|------|
|                                                   | 千株    | %    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)                               | 6,479 | 6.16 |
| (株)りそな銀行                                          | 5,234 | 4.98 |
| 三井住友海上火災保険(株)                                     | 4,501 | 4.28 |
| 農林中央金庫                                            | 4,450 | 4.23 |
| 東洋製罐グループホールディングス(株)                               | 3,150 | 2.99 |
| 東京海上日動火災保険(株)                                     | 2,245 | 2.13 |
| カップ・クリエイトホールディングス(株)                              | 2,100 | 1.99 |
| 極洋秋津会                                             | 1,672 | 1.59 |
| ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム<br>ニバス アカウント | 1,518 | 1.44 |
| 中央魚類(株)                                           | 1,399 | 1.33 |

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。  
 3. 当社の所有自己株式は4,251,139株であり、発行済株式の総数に対する割合は3.89%であります。  
 4. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

以上



### 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から、取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

中山 昌 生 (なかやま まさたか)  
(昭和32年12月10日生)

昭和55年 4 月 農林中央金庫入庫  
平成17年 7 月 同金庫ロンドン支店長  
平成20年 7 月 同金庫資金為替部長  
平成22年 6 月 同金庫人事部参事役  
平成22年 6 月 当社常勤監査役  
現在に至る

芥 川 淳 (あくたがわ じゅん)  
(昭和29年3月20日生)

昭和51年 4 月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行)入行  
平成 5 年 3 月 同行深井支店長  
平成21年 4 月 (株)りそな銀行取締役兼専務執行役員 信託業務管理部担当  
平成22年 6 月 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)代表取締役副社長  
現在に至る

長谷川 俊 明 (はせがわ としあき)  
(昭和23年9月13日生)

昭和52年 4 月 弁護士登録  
昭和57年 1 月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー  
平成 2 年 1 月 長谷川俊明法律事務所開設  
現在に至る

1. 中山昌生、芥川淳の両氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山昌生、芥川淳の両氏は、本株主総会において第4号議案で選任をお願いする社外監査役の候補者であります。
3. 長谷川俊明氏は、当社と顧問契約を締結しております。
4. 長谷川俊明氏は、本株主総会において第5号議案で選任をお願いする補欠監査役の候補者ではありません。

以上

## 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法  
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

## 【インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使下さいませようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成26年6月23日（月曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら次ページのヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上



# 株主総会会場 ご案内図

会場：都市センターホテル  
(日本都市センター会館内)  
3階 コスモスホール  
東京都千代田区平河町二丁目4番1号



交通機関と  
所要時間

東京メトロ

魏町駅 (有楽町線) 1番出口より徒歩約4分  
永田町駅 (半蔵門線・有楽町線) 5番出口より徒歩約4分  
永田町駅 (南北線) 9b番出口より徒歩約3分  
赤坂見附駅 (丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分

都バス

平河町二丁目・都市センター前 (新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前)

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

